

令和 5 年 度

P T A 総 会

明石市立魚住東中学校

魚住東中学校 P T A

明石市魚住東中学校PTA規約(案)

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「明石市立魚住東中学校PTA」といい、所在地を明石市魚住町金ヶ崎1687番地の14 魚住東中学校内に設ける。

(会 員)

第2条 本会の会員は、魚住東中学校に在籍する生徒の保護者と同校の教職員で構成する。

(目 的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における生徒の健やかな育成をはかることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的をかなえるために、次の活動に取り組む。

- 1 生徒の教育環境や生活環境をよくする活動。
- 2 保護者と教職員さらには地域社会が連携し、協力し合い、生徒の健やかな成長をはかる活動。
- 3 よりよき保護者・教職員となるように努める活動。
- 4 その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

第 2 章 機 関

第5条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 本部役員会
- 4 部会

(総 会)

第6条1 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2 総会（臨時総会を含む）は会長が招集または書面による議決権行使書により決するものとし、毎年1回開くものとする。（定期総会）

3 役員会が必要と認めた場合、または役員の過半数、構成員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時に総会を招集しなければならない。（臨時総会）

4 総会で議決しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 活動方針・活動計画並びに活動報告に関する事項
- (3) 予算並びに決算の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、重要な事

(役員会)

- 第7条1 役員会は会長・副会長・庶務・会計・学年代表・学年役員で構成する。
また、役員会には学校長と事務局として教頭・各学年主任が出席することができる。
- 2 役員会は本会の執行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。
- 3 役員会は次の事項の協議を行い執行する。
- (1) 総会の議決事項の執行に関する事。
 - (2) 活動の企画・準備・実施など活動状況の把握と推進に関する事。
 - (3) 問題や課題の共有とその解決に関する事。
 - (4) 予算の補正に関する事。
 - (5) 総会に提出する議案に関する事。
 - (6) その他、緊急を要する事。

(会の成立と議決)

- 第8条1 総会の成立は、構成員の過半数以上(委任状、議決権行使書を含む)とし、その議決は出席者の過半数または、議決権行使書の賛同者が構成員の過半数により決するものとする。但し、本規約については、3分の2以上の承認により改正することができる。
- 2 役員会の議決は出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

- 第9条1 本部役員会は、本部役員である会長・副会長・庶務・会計で構成する。
- 2 本部役員会は、必要に応じて開くものとし、役員会の運営も含めた活動の調整や緊急事項の協議を行う。
- 3 前項の他に本部役員による臨時役員会を開くことができる。
尚、本部役員は、各部代表との調整をはかり、各部活動を進める。

(部 会)

- 第10条 部会は次の各部に分かれ、専門機関として本会の活動を促進する。
- | | |
|-------|---|
| 施設部 | 生徒の教育環境と生活環境の充実や改善に関する活動 |
| 保健体育部 | 生徒並びに会員の健康維持・体力向上・安全確保に関する活動 |
| 人権教育部 | 生徒並びに会員の人権学習の推進に関する活動 |
| 広報部 | 会の活動を会員や地域社会に伝え、活動への理解と意識の向上をはかるための広報活動 |

第 3 章 役 員

- 第 1 1 条 本会は次の役員をおく。
- | | |
|------|---------------|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 庶務 | 若干名 |
| 会計 | 2 名 |
| 各部長 | 4 名 |
| 学年代表 | 若干名（各部にも所属する） |
| 学年役員 | 若干名 |

（役員の任務）

- 第 1 2 条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代理し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 庶務は、本会の事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。
 - 4 会計は、本会の会計事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。
 - 5 各部長は、担当部の活動の責任者として部活動を推進する。
 - 6 学年代表は、各学年の責任者として学年における活動の推進にあたる。
学年代表は、必要に応じて学年懇談会を開くことができる。

（役員の選出）

- 第 1 3 条 役員の選出は、次のとおりとする。
- 1 本部役員の選出については、役員選考委員会を設置し選考する。
 - 2 役員選考委員会は、本部役員で構成される。
 - 3 役員選考委員会は、次年度本部役員を選考し、候補者を決め、新委員顔合わせ会に推薦する。
最終的には総会の承認を経て次年度本部役員を決定する。
 - 4 各部部長・副部長・会計・学年代表は、各学年より選出された学年役員の互選により選出される。

（役員の任期）

- 第 1 4 条 役員の任期は総会から総会までの 1 年とする。再任は妨げないが、同一役職の任期は原則として 2 年までとする。
また、欠員が生じ活動に支障がある場合は、役員会が選任するものとする。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 学 年 役 員

(任 務)

第 1 5 条 学年役員の任務は次のとおりとする。

- 1 学年役員は、生徒が学校生活を送る上で問題が生じたときは、速やかに学年代表に連絡をとり対応をはかる。
- 2 学年役員は、学校との連携をはかりながら活動に取り組み、生徒の学校における生活環境の整備に努める。
- 3 学年役員は、各部に所属し、その活動の運営にもあたる。

(学年役員の選出)

第 1 6 条 学年役員は、各学年から選出する。

兄弟・姉妹がいる場合は先に決定した学年での選出を優先する。

(任 期)

第 1 7 条 学年役員の任期は総会から総会までの1年とし、再任は妨げない。また、委員に欠員が生じ活動に支障のある場合は、役員会が補充委員を選出するものとし、その補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 顧 問

第 1 8 条 1 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が推薦する本会に顕著な功績のある者を総会の承認を得て、会長が委嘱する。また、学校長は職指定として顧問となる。
- 3 顧問は、必要に応じ本会への支援活動を行う。
- 4 顧問の任期は、第 1 4 条の規定を準用する。但し、学校長の任期は在職期間とする。
- 5 顧問の定数は若干名とする。

第 6 章 会 計 監 査

第 1 9 条 1 本会に会計監査を置く。

- 2 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 3 会計監査の任期は、第 1 4 条の規定を準用する。
- 4 会計監査の定数は2名とする。

第 7 章 会 計

第20条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・委託金・その他をもって充てる。

第21条 本会の会費は、月額250円とする。

第22条 本会の経理は、予算に基づいて行われる。但し、役員会の承諾を得て、これを変更することができる。

第23条 本会の経理は、会計監査を受けて総会に報告し、承認を得なければならない。

第24条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 8 章 個人情報取扱規則

魚住東中学校PTA(以下、本会)が保有する個人情報の適正な取り扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や、管理について以下の通り定めるものとする。

第25条 目 的

本会が保有する個人情報において、適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

第26条 債 務

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会で取り扱う個人情報の取得・利用・管理を適正に努めるものとする。

第27条 管理者 及び 取扱者

本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員とする。

第28条 守秘義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第29条 収集方法 及び 利用目的

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。取得した個人情報は、PTA活動に関するものに限定をする。

第30条 管理・保管 及び 持ち出し等

- 1 個人情報管理は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。
- 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管し、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。
- 3 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもと速やかに廃棄する。

第31条 漏えい時の対応 及び 苦情の処理

- 1 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第32条 個人情報の共同利用

本会は、他校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

第33条 情報開示等

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第34条 第三者提供の制限

個人情報は以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第35条 第三者提供にかかる記録の作成等

本会は、個人情報を第三者(第34条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の名称
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の名称
- 4 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第36条 改正

本会の情報取扱規則は、役員会において協議し、総会で承認を得るものとする。

第 9 章 雑 則

(懇談会)

第 37 条 本会には次の懇談会を置く。

- 1 学年懇談会
- 2 学級懇談会

(内 規)

第 38 条 本会の円滑な運営をはかるために、別に内規を定める。
尚、内規の改正は役員会に委任し決定する。

付 則

慶 弔 規 定

- 第1条 会員及び本校生徒が死亡したときは、代表が会葬し、香料 5,000 円と花代を供する。
また、教職員の1親等及び配偶者が死亡したときは、会葬又は弔電を打ち、香料 5,000 円と花代を供する。
- 第2条 会員、教職員及び本校生徒が30日以上長期入院をしたとき、又は後遺症が残るような負傷をしたときは、5,000 円を見舞う。
- 第3条1 生徒がクラブ活動等で顕著な成績を収めたとき、そのクラブに対してお祝いを贈る。
その基準は、
県大会出場時 10,000 円
近畿大会出場時 20,000 円
全国大会出場時 30,000 円
と定める。
- 2 上記以外で、中学生として賞賛に値する結果を残した者については、本部役員会で協議し、褒賞を贈る。
- 第4条 本規定以外に必要事項が生じた場合は、本部役員会で協議する。但し、緊急突発の事項については、会長の先決により対応し、後日の役員会に報告する。
- 第5条 本付則の改定は、役員会において協議し、総会で承認を得るものとする。

施行期日

- 1 この規約は、昭和63年5月7日より施行する。
- 2 この規約の一部を平成7年5月20日に改正し、同日より施行する。
- 3 この規約の一部を平成14年1月19日に改正し、同日より施行する。
- 4 この規約を平成15年5月10日に全面改正し、同日より施行する。
- 5 この規約の一部を平成19年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 6 この規約を平成23年1月14日に全面改正し、同日より施行する。
但し、会費と慶弔規定については同年4月1日より施行する。
- 7 この規約の一部を平成30年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規約の一部を令和2年11月20日に改正し、同日より施行する。
- 9 この規約の一部を令和5年5月10日に改正し、同日より施行する。

第1号議案

令和4年度 活動報告

月	日	行事内容（本校主催）	月	日	行事内容（他団体主催）
4	23 25	PTA新委員顔合わせ会 PTA総会（書面総会）			
5	12	第1回本部会			
6	3 29	第1回本部会 PTAだより発行	6	12	地区社協総会
7			7	13 14 16 20	地区社協（児童福祉）会議 地愛協役員会 地区社協役員会 地区社協（児童福祉）会議
8					
9	2 17	第2回本部会 体育大会	9	7 9	地区社協（児童福祉）会議 地区社協役員会
10	21 28	学年文化祭 第3回本部会	10	12 28	地区社協役員会 地区社協役員会と募金活動

			11	2	地区社協点字勉強会 10 地愛協役員会 13 地区社協児童福祉(福祉スクール) 18 地区社協役員会
12			12		
1	13	第4回本部会	1	13	地区社協役員会 24 制服譲渡会
2	17	新入生保護者説明会	2	8	地愛協役員会
3	3 15	第5回本部会 第41回卒業証書授与式	3	10	地区社協役員会
4	5 11 21 28	会計監査 入学式 新旧本部会 新学年役員顔合わせ PTA書面総会	4	7	地区社協役員会

令和4年度 各部・学年活動報告

施設部

月	日	内 容	月	日	内 容

広報部

人権教育部

月	日	内 容	月	日	内 容
9	2	広報紙第129号発行			
3	9	広報紙第130号発行			

保健体育部

学年

月	日	内 容	月	日	内 容
9	17	体育大会熱中症予防飲料配布	3	9	3年学年費会計監査
				15	1,2年学年費会計監査

第2号議案

2022年度 会計決算報告

【収入の部】

項目	予算(円)	決算(円)	備考
会 費	2,400,000	2,497,201	生徒徴収分 2,334,000 円
			職員徴収分 163,200 円
			利息 1 円
委託金等	15,000	15,000	PTA 研修事業委託料
雑収入	0	26	利息 26円
繰越金	1,769,811	1,769,811	前年度からの繰り越し
合計	4,184,811	4,282,038	

【支出の部】

項目	予算(円)	決算(円)	備考
運営費	旅費	15,000	0
	備品消耗品費	150,000	7,581 備品・運営消耗品費
	会議費	200,000	8,622 総会・役員等の諸経費
	印刷製本費	120,000	0
	通信費	5,000	1,150 振込手数料
	施設協力費	250,000	250,000 校内補修代
	渉外費	70,000	0
	慶弔費	500,000	317,640 会員の慶弔・クラブお祝い金等
	負担金	100,000	74,826 市・県連P負担金・保険料等
	学校協力費	350,000	197,440 体育大会テントレンタル代・WEBサイト保守管理費
	印刷機・コピー機リース料	200,000	31,900 印刷機・コピー機のリース料
活動費	会報費	510,000	385,880 PTA新聞
	特別活動費	120,000	0
	施設部	160,000	0
	保健体育部	200,000	77,760 体育大会生徒飲み物代
	人権教育部	10,000	0
	広報部	20,000	7,192 データDVD代等
	学年学級費	15,000	0
記念事業積立金		400,000	400,000 記念事業費等の積立
備品積立金		100,000	100,000 備品などの積立
予備費		689,811	0
合計		4,184,811	1,859,991

◎収入合計 4,282,038 円 支出合計 1,859,991 円 残高 2,422,047 円

第2号議案

2022年度 特別会計決算報告

記念事業積立金

【収入の部】

	予算 (円)	決算 (円)
前年度繰越金	2,971,415	2,971,415
受取利息	0	24
一般会計より	400,000	400,000
合 計	3,371,415	3,371,439

【支出の部】

	決算 (円)
	0
合 計	0

◎収入合計 3,371,439 円 支出合計

0 円 残高 3,371,439 円

備品積立金

【収入の部】

	予算 (円)	決算 (円)
前年度繰越金	800,192	800,192
受取利息	0	7
一般会計より	100,000	100,000
合 計	900,192	900,199

【支出の部】

	決算 (円)
	0
合 計	0

◎収入合計 900,199 円 支出合計

0 円 残高 900,199 円

会計監査報告

2022年度の会計は、報告の通り間違いがないことを確認しました。

2023年 4月 5日

監査員

※個人情報保護のため、署名押印は原本のみとし、掲載を省略いたします。

第4号議案

令和5年度 活動方針（案）

1. 生徒たちが、楽しく活発に学校生活を送れるための環境づくりへのサポート
 2. 地域の皆さんと共に、校区の「安心」「安全」な町づくりへの活動
 3. PTAだよりを通じて、学校や地域の情報の共有化
- 会員が協力しあい、保護者と学校との相互理解を深め、生徒たちによりよい学習環境を作っていきましょう。
 - 行事を通じて生徒たちと共通の話題を持ち、親子のよりよい関係を作っていきましょう。
 - 活動を通じて地域の方々との関係を深め、よりよい生活環境を作っていきましょう。
 - PTAだよりの情報を通して、子どもたちの通う学校の状況及び学習環境に目を向けていきましょう。

令和5年度 活動計画（案）

1. 会議

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| (1) 総会 | (2) 新委員顔合わせ会 | (3) 本部会 |
| (4) 役員会 | | |

2. 部活動

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| (1) 施設部 | (2) 保健体育部 | (3) 人権教育部 |
| (4) 広報部 | | |

3. 学年活動

4. 本部活動

- (1) PTAだよりの発行
- (2) その他、PTA活動全般の運営に必要な活動

5. 関係諸団体や諸機関との連携活動

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・魚住東中学校区クラブ振興会 | ・魚住東地区人権教育研究協議会 |
| ・魚住東中学校区五校園PTA懇談会 | ・魚住東地区青少年愛護協議会 |
| ・明石市連合PTA | ・魚住まちづくり協議会 |
| ・魚住東コミュニティーセンター運営委員会 | ・錦が丘校区まちづくり協議会 |
| ・魚住東地区社会福祉協議会 | |

第5号議案

2023年度 会計予算 (案)

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

収入の部		支出の部	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
会費 (250円×500軒×12ヶ月)	1,500,000	旅 費	15,000
雑 収 入	0	備品消耗品費	150,000
繰 越 金	2,422,047	会 議 費	200,000
		印刷製本費	120,000
		通 信 費	5,000
		施設協力費	250,000
		渉 外 費	70,000
		慶 弔 費	500,000
		負 担 金	100,000
		学校協力費	350,000
		印刷機・コピー機リース料	200,000
		会 報 費	510,000
		特別活動費	120,000
		施 設 部	10,000
		保健体育部	200,000
		人権教育部	10,000
		広 報 部	20,000
		学年学級費	15,000
		記念事業積立金	400,000
		備品積立金	100,000
		予備費	577,047
合 計	3,922,047	合 計	3,922,047

2023年度 特別会計 予算 (案)

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

記念事業積立金

収入の部		支出の部	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
前年度繰越金	3,371,439		
受取利息	0		
一般会計より	400,000	次年度繰越予定額	3,771,439
合計	3,771,439	合計	3,771,439

備品積立金

収入の部		支出の部	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
前年度繰越金	900,199		
受取利息	0		
一般会計より	100,000	次年度繰越予定額	1,000,199
合計	1,000,199	合計	1,000,199